

**上場申請のための有価証券報告書  
（ の部 ） の訂正報告書**

**ブックオフコーポレーション株式会社**

上場申請のための有価証券報告書（ の部）の訂正報告書

株式会社東京証券取引所  
代表取締役専務 吉野 貞雄 殿

平成16年2月25日提出

会 社 名 ブックオフコーポレーション株式会社

英 訳 名 BOOKOFF CORPORATION

代表者の役職氏名 代表取締役社長 坂 本 孝

本店の所在の場所 神奈川県相模原市古淵二丁目14番20号 電話番号 (042) 750 - 8588

連絡者 専務取締役  
管理部門総括担当 栗 山 英 紀

最寄りの連絡場所 同 上 電話番号 同 上

連絡者 同 上

1. 上場申請のための有価証券報告書（ の部）の訂正報告書の提出理由

平成16年2月5日付をもって提出した上場申請のための有価証券報告書（ の部）の記載内容の一部を訂正するため、上場申請のための有価証券報告書（ の部）の訂正報告書を提出するものであります。

2. 訂正事項

第五部 株式公開情報 .....	1頁
第2 第三者割当等の概況 .....	1
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容 .....	1
第3 株主の状況 .....	5

3. 訂正箇所

訂正箇所は~~~~~で示してあります。

## 第五部 株式公開情報

### 第2 第三者割当等の概況

#### 1. 第三者割当等による株式等の発行の内容

(訂正前)

項 目	新株予約権
発 行 年 月 日	平成16年1月21日
種 類	新株予約権の付与 (ストックオプション)
発 行 数	325千株
発 行 価 格	1株につき1,200円 (注)1
資 本 組 入 額	1株につき600円 (注)1
発 行 価 額 の 総 額	390,000,000円 (注)2
資 本 組 入 額 の 総 額	195,000,000円 (注)2
発 行 方 法	-
保有期間等に関する確約	-
摘 要	平成15年6月24日開催の定 時株主総会において、商 法第280条ノ20及び第280 条ノ21の規定による新株 予約権の付与(ストック オプション)に関する決 議を行っております。 (注)

- (注) 1. 新株予約権（ストックオプション）の行使価格につきましては、直近の取引価格1,200円をもとに決定しております。
2. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、付与対象者（新株発行請求権者）全員が新株発行請求権を行使した場合の金額を表示しております。
3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権
行使時の払込金額	1,200 円
行 使 期 間	平成16年7月1日～平成21年6月30日
行 使 の 条 件	<p>新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。ただし、当社もしくは当社の関係会社の取締役、執行役もしくは監査役が任期満了により退任した場合、当社もしくは当社関係会社の従業員が定年により退職した場合、または取締役会決議で特に承認した場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。</p> <p>新株予約権の割り当てを受けたものは、当社の普通株式に係る株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または当社株式が日本国内の証券取引所に上場された後1ヶ月の期間が経過するまで、新株予約権を行使することができない。</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>

(訂正後)

項 目	新株予約権
発 行 年 月 日	平成16年1月21日
種 類	新株予約権の付与 (ストックオプション)
発 行 数	325千株
発 行 価 格	1株につき1,200円 (注)4
資 本 組 入 額	1株につき600円 (注)4
発 行 価 額 の 総 額	390,000,000円 (注)5
資 本 組 入 額 の 総 額	195,000,000円 (注)5
発 行 方 法	-
保有期間等に関する確約	-
摘 要	平成15年6月24日開催の定 時株主総会において、商 法第280条ノ20及び第280 条ノ21の規定による新株 予約権の付与(ストック オプション)に関する決 議を行っております。 (注)

(注) 1. 第三者割当増資等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める上場前公募等規則第25条の規定において、新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以降において、株主割当その他同取引所が適当と認める方法以外の方法（以下、「第三者割当等」という。）による新株発行を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により新株の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は平成15年3月31日であります。

2. 株式会社東京証券取引所の定める上場前公募等規則第29条の規定に基づき、当社は割当を受けた者との間で、割当を受けた新株予約権証券を原則として新株予約権証券の取得日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行ういずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

3. 退職等の権利喪失事由に基づき、新株発行予定数等が変動することがあります。

4. 新株予約権（ストックオプション）の行使価格につきましては、直近の取引価格1,200円をもとに決定しております。

5. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、付与対象者（新株発行請求権者）全員が新株発行請求権を行使した場合の金額を表示しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権
行使時の払込金額	1,200 円
行使期間	平成16年7月1日～平成21年6月30日
行使の条件	<p>新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。ただし、当社もしくは当社の関係会社の取締役、執行役もしくは監査役が任期満了により退任した場合、当社もしくは当社関係会社の従業員が定年により退職した場合、または取締役会決議で特に承認した場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。</p> <p>新株予約権の割り当てを受けたものは、当社の普通株式に係る株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または当社株式が日本国内の証券取引所に上場された後1ヶ月の期間が経過するまで、新株予約権を行使することができない。</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>

### 第3 株主の状況

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数	株式総数に対する所有株式数の割合	摘要
		千株	%	
株式会社日興アントファクトリー	東京都千代田区丸の内1-2-1	70	0.81	特別利害関係者等 (証券会社の 人的・資本的關係会社)
計	230名	8,632 (910)	100.00 (10.54)	

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数	株式総数に対する所有株式数の割合	摘要
		千株	%	
日興アントファクトリー株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	70	0.81	特別利害関係者等 (証券会社の 人的・資本的關係会社)
計	230名	8,632 (910)	100.00 (10.54)	